

決 議

全国の町村の多くは、農山漁村地域にあり、食料の安定供給や水資源の涵養、自然環境の保全など国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。

我々は、そのかけがえのない価値が正しく認識され、農山漁村で人々が暮らし続ける条件を損なうことなく、これらの地域を豊かにしていくことが国民全体の幸せにつながることを改めて強調しておかなければならない。

「平成の合併」により、2,500 余あった町村は 1,000 にまで急減した。少子高齢化や人口流出に加え、三位一体改革によるわずかな税源移譲と 5 兆円を超える地方交付税の削減により、地域の将来を不安視し、合併に走らざるを得なかった町村は少なくない。この間、都市と農山漁村との地域間格差は拡大し、税源が少なく自主財源に乏しい町村はかつてない財政的苦境に追い込まれた。

このような危機的な状況を打破し、町村自治の可能性を拓いていくためには、我々町村長が不断の決意と揺るぎない信念を持って、地域特性や資源を活かした施策を展開しながら、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域社会を実現していかなければならない。そして、そのためには、自律的な財政運営が行えるよう地方交付税をはじめとする必要な財源が確保されることが何よりも重要である。

政府は、今後、町村が自主的・主体的に様々な施策を展開しよう、特に下記に関し、特段の措置を講じるよう強く要請する。

記

- 一、 地方交付税の持つ財源調整・財源保障機能を堅持するとともに、三位一体改革において削減された地方交付税総額を復元・増額すること。
- 一、 町村が自主的・主体的な地域づくりを進めるための安定的な財政運営を行えるよう、税源移譲を進め、偏在性の少ない地方税体系を構築すること。
- 一、 現行の特別措置法が失効する平成 22 年 4 月以降においても、引き続き総合的な過疎対策を充実強化するため、新たな過疎対策法を制定すること。
- 一、 危機的状況にある農林漁業の再生と食料自給率の向上をはかり、総合的な農山漁村対策を推進すること。
- 一、 少子高齢化の進行に対応した医療・保健・福祉施策を強力に推進すること。
- 一、 町村の道路財源充実強化のため、国税・地方税ともに、暫定税率分を含めた現行税率を維持した上で、町村に対するこれまで以上の配分枠を確保すること。
- 一、 市町村合併はいかなる形であれ強制しないこと。
いわゆる「特例町村」制の導入を止め、町村がその多様性に応じ自主的・自律的に活力と魅力ある地域づくりができるよう、地方分権を推進すること。

以上決議する。

平成 20 年 11 月 26 日

全国町村長大会